

防府市通学路安全推進会議設置要綱

平成26年2月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市通学路安全推進会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 防府市立小・中学校の通学路について、学校及び家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、現状と課題を分析・検証し、本市の児童生徒の安全な通学環境を確保するために、防府市通学路安全推進会議（以下「会議」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議及び対応を行うものとする。

- (1) 通学路合同点検の実施及び結果の分析
- (2) 通学路危険箇所の対策案の作成
- (3) 通学路危険箇所の対策の進捗状況の確認
- (4) 通学路危険箇所の対策効果の検証
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本会議は、次の区分から防府市教育委員会が委嘱した委員をもって組織する。

委員の定数は15人以内とする。

- (1) 小・中学校関係者
- (2) 小・中学校PTA関係者
- (3) 小・中学校学校運営協議会代表者
- (4) 防府市道路管理者
- (5) 山口県道路管理者
- (6) 国道路管理者
- (7) 防府警察署
- (8) その他、特に必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市教育委員会学校教育課内において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。